

周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例制定について

周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例

「生涯にわたり自分の歯でしっかりと噛んで味わって食べたい」との思いは、全ての市民の共通の願いです。

超高齢社会において健康寿命の延伸を図り、健やかで豊かな生活を送るためには、虫歯予防や命の源である食についての取組などの歯と口腔の健康づくりが欠かすことのできないものです。

そこで本市では、市民一人ひとりが歯と口腔の健康づくりとそれに関連する食育の重要性を理解し、自らが責任を持って行動するとともに、市、関係機関が協働して、生涯を通じて歯と口腔の健康づくりに取り組むために、本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し基本理念を定め、市、市民、歯科医療関係者及び保健医療等関係者並びに事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康保持及び健康寿命の延伸を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯、歯周組織の健康を維持・増進し、噛む、飲み込む等の歯と口腔が有する機能を維持向上させることをいいます。

- (2) 食育 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることをいいます。
- (3) 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士等の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者をもって組織する団体をいいます。
- (4) 保健医療等関係者 保健医療、社会福祉、教育、食育その他の関連分野に係る業務に従事する者及びこれらの者をもって組織する団体をいいます。
- (5) 事業者 市内において事業を行う者をいいます。
- (6) オーラルフレイル 歯と口腔の機能の虚弱をいいます。
- (7) 8020（はちまるにいまる）運動 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした取組をいいます。
- (8) 嚙ミング30（カミングサンマル） ひと口30回以上嚙むことをいいます。
- (9) 口腔ケア 歯みがきや舌・頬のマッサージをすることなどをいいます。

（基本理念）

第3条 市民の歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとします。

- (1) 市民一人ひとりが歯と口腔の健康づくりとそれに関連する食育の重要性について理解し、生涯を通じて自ら取り組むこと。
- (2) 市、歯科医療関係者、保健医療等関係者及び事業者が相互に連携を図り、取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、国、県、歯科医療関係者、保健医療等関係者及び事業者と連携を図り、歯と口腔の健康づくり及びそれに関連する食育の推進について、必要な施策を実施するものとします。

（市民の責務）

第5条 市民は、歯と口腔の健康と食育についての意識を高め、正しい知識を持ち、自ら積極的に歯と口腔の健康づくりに努めるものとします。

（歯科医療関係者の責務）

第6条 歯科医療関係者は、市と緊密な連携を図り、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、相互に、及び保健医療等関係者と連携し、良質かつ適切な歯科保健サービスの提供に努めるものとします。

(保健医療等関係者の役割)

第7条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自己の従業員に対し、歯科健康診査及び歯科保健指導の機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(基本施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、歯科医療関係者及び保健医療等関係者との協議のもと、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) 生活習慣病及びオーラルフレイルの予防に関すること。
- (2) 食育の推進に関すること。
- (3) 8020運動の推進に関すること。
- (4) 嚙ミング30の推進に関すること。
- (5) 虫歯、歯周病及び口腔粘膜疾患（口腔がんを含む。）その他の歯科疾患の予防に関すること。
- (6) 災害時における二次的な健康被害を予防するための口腔ケアに関すること。
- (7) 歯科医療関係者及び保健医療等関係者との連携体制の構築に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

(財政上の措置)

第10条 市は、前条の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。